

平成24年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
小型電子計算機賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年12月22日	日立キャピタル株式会社 東京都港区新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	45,360,000	45,360,000	100.0%	—	北陸地方整備局では、業務が円滑に執行できるよう小型電子計算機を配置している。これらの機器は、平成20年7月23日に日立キャピタル(株)と3ヶ年の賃貸借契約を行い、平成24年1月3日に賃貸借期間が満了となる。 賃貸借期間満了となる同機器の状態は良好であり、本機器に要求する機能要件を満たしていることから、平成25年1月に予定している小型電子計算機の新規導入までの期間を延長しても支障がないものである。 また、コスト面からも、期間満了となる機器を延長して使用することが合理的であり、現機器を再リースにより賃貸借するものである。 よって、本契約の履行にあたっては、現契約者しか履行できる者がいないことから、上記業者と随意契約を締結するものである。	平成24年度	
近畿地方整備局外部接続システム一式賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成23年11月28日	NECキャピタルソリューション(株) 関西支店 大阪市中央区城見1丁目4番24号	会計法第29条の3第4項	2,589,174	2,558,430	98.0%	—	当該賃貸借は、一般競争入札方式によりNECキャピタルソリューション(株)と契約をし、平成23年11月30日に契約期間を満了するが、次期調達は平成24年3月を予定しており、それまでの間、行政事務を円滑に遂行するために現行機器と同等の機能を有する機器賃貸借が必要となる。 しかしながら、機器を新規調達する場合、3~4年程度の賃貸借期間が一般的であり、3ヶ月程度の短期間の場合には極めて割高になるとともに、機器導入費用も必要となるなど非効率かつ不経済となる。 当該業者は、現行機器を提供している業者であり、減価償却が完了している現行機器を引き続き利用することにより導入費用が不要であるなど、新規導入に比較し大幅に安価となることから経済的な賃貸借となる。 更に運用環境において、満足できる性能を有し、かつ、適切な保守対応を実施してきていることから、現行機器を引き続き使用するため、当該業者と随意契約を行うものである。	平成24年度	単価契約 予定調達総額 ¥7,675,290
平成23年度道路情報提供サーバ賃貸借(その2)(保守等含む)	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 高松市サンポート3-33	平成23年12月20日	日立キャピタル(株) 高松支店 高松市中央町5-31	会計法第29条の3第4項	5,149,282	5,149,282	100.0%	—	次年度当初に更新を検討しており、それまでの期間を新規で調達することは極めて割高であるため、再リースとしたもの	平成24年度	
気象レーダー観測処理システム借用	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年10月21日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	—	26,416,055	—	—	当該契約は、複数年度を前提に契約を行っているにもかかわらず、初年度に係る契約のみ競争契約を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものであり、次期システムの更新を待たざるを得ないため。	平成25年度	

【様式1】

平成24年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
温湿効果ガス等情報解析・提供装置の保守	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年11月11日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	会計法第29条の3第4項	-	2,940,000	-	-	当該契約は、複数年度を前提に契約を行っているにもかかわらず、初年度に係る契約のみ競争契約を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものであり、次期システムの更新を待たざるを得ないため。	平成25年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
2. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
3. 「移行困難な事由」欄は、平成23年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成24年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成24年度)を記載